

## 富山駅周辺整備事業推進協議会設置要綱（案）

### （設 置）

第1条 富山駅周辺地区の整備については、「富山駅周辺整備協議会」等の検討により取りまとめられた基本計画にそった設計を進めていく上で、計画の熟度を高めて行く必要があることや、県都富山市の玄関口に相応しい駅周辺の土地利用計画についても検討を行う必要があることから、関係者間の調整や検討を行う協議機関として富山駅周辺整備事業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- （1） 駅前広場等公共施設の整備計画に関する事。
- （2） 駅周辺地区の土地利用計画に関する事。
- （3） 工事施工計画に関する事。
- （4） その他協議会の目的を達成するために必要な事項。

### （組 織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 委員は富山市長が委嘱する。

### （座 長）

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員により互選する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を主催する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

( 会 議 )

第 5 条 協議会は座長が招集し、座長がその会議の議長となる。

- 2 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

( 会議の公開 )

第 6 条 協議会は原則として公開する。

- 2 協議会の公開に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

( 庶 務 )

第 7 条 協議会に関する庶務は、富山市都市整備部富山駅周辺整備課において処理する。

( 細 則 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 日 から施行する。

(別表)

富山駅周辺整備事業推進協議会委員名簿

(順不同 敬称略)

区分	氏名	所属名及び役職名	備考
委員	黒川 洸	東京工業大学名誉教授	
	森 俊偉	金沢工業大学環境・建築学部教授	
	中川 大	京都大学大学院工学研究科助教授	
	荻澤 滋	富山県知事政策室長	
	埴生 雅章	富山県土木部長	
	松山 美憲	富山県警察本部交通部長	
	金山 洋一	鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北陸新幹線第二建設局次長	
	杉岡 篤	西日本旅客鉄道(株)建設工事部次長	
	川岸 宏	富山地方鉄道(株)専務取締役	
	八嶋 健三	富山商工会議所会頭	
	中尾 哲雄	富山経済同友会代表幹事	
	白倉 三喜	富山駅周辺開発協同組合理事長	
	東畑 伊太郎	日本旅行業協会富山地区会会長	
	徳道 幸一	富山県バス協会専務理事	
	開口 進	富山県タクシー協会専務理事	
笠原 勤	富山市助役		

事務局 富山市

## 富山駅周辺整備事業推進協議会公開要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、富山駅周辺整備事業推進協議会設置要綱第6条第2項の規定により、協議会の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協議会開催の周知所掌事務）

第2条 周知の方法は、富山市のホームページへの掲載等により行うものとする。

### （傍聴の申出等）

第3条 傍聴を希望する者は、協議会の開会予定時刻の1時間前から30分前までに会場の受付に申し出なければならない。

- 2 申込者が定員を超える場合は、先着順に決定するものとする。
- 3 傍聴人とは、前号により決定した者をいう。

### （傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は概ね10人とし、会場により設定するものとする。

### （傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）みだりに席を離れないこと。
- （2）議長の許可を得ることなく、会場内において写真やビデオの撮影及び録音をしないこと。
- （3）その他、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為をしないこと。

### （傍聴人の退場）

第6条 傍聴人が前項の規定に違反し、座長に退場を命じられた場合は、速やかに退場しなければならない。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、その協議会を傍聴することができない。

(報道関係者の取扱)

第7条 報道関係者は、第3条及び第4条の規定に関わらず、協議会を傍聴することができる。

2 報道関係者は、第5条第2号の規定に関わらず、写真やビデオの撮影、録音などをすることができる。

(会議資料等の閲覧)

第8条 会議資料等は、富山駅周辺整備課及び市政情報コーナーで閲覧に供するとともに、市ホームページへ掲載する。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成18年10月 日から施行する。